【表１】労働不能程度区分

① 死亡	労働災害のため死亡したもののことです。即死の場合だけではなく、負傷又は業務上の疾病が直接の原因で死亡したものも含みます。
② 永久全労働不能	労働災害の結果、労働基準法施行規則に規定された**身体障害等級表**（下の表２参照。以下同じ）**の第１級～第３級**に該当する障害を残すもののことです。
③ 永久一部労働不能	労働災害の結果、**身体障害等級表の第４級～第14級**に該当する障害を残すもののことで、次のａ、ｂに該当するものをいいます。 **ａ　身体の一部を完全にそう失したもの**　　**ｂ　身体の一部の機能を永久に廃したもの**
④～⑥ 一時労働不能	労働災害の結果、災害発生の翌日以降、少なくとも１日以上は負傷のため労働できないが、ある期間を経過すると、身体の一部または身体の一部の機能をそう失せずに治ゆして、**身体障害等級表の第１級～第14級に該当する障害を残さないもの**をいいます。

【表２】身体障害等級表

第1級
1　両眼が失明したもの
2　そしゃく及び言語の機能を廃したもの
3　神経系統の機能又は精神に著しい障害を残し、常に介護を要するもの
4　胸腹部臓器の機能に著しい障害を残し、常に介護を要するもの
5　削除
6　両上肢をひじ関節以上で失ったもの
7　両上肢の用を全廃したもの
8　両下肢をひざ関節以上で失ったもの
9　両下肢の用を全廃したもの
第2級
1　一眼が失明し、他眼の視力が0.02以下になったもの
2　両眼の視力が0.02以下になったもの
2の2　神経系統の機能又は精神に著しい障害を残し、随時介護を要するもの
2の3　胸腹部臓器の機能に著しい障害を残し、随時介護を要するもの
3　両上肢を手関節以上で失ったもの
4　両下肢を足関節以上で失ったもの
第3級
1　一眼が失明し、他眼の視力が0.06以下になったもの
2　そしゃく又は言語の機能を廃したもの
3　神経系統の機能又は精神に著しい障害を残し、終身労務に服することができないもの
4　胸腹部臓器の機能に著しい障害を残し、終身労務に服することができないもの
5　両手の手指の全部を失ったもの
第4級
1　両眼の視力が0.06以下になったもの
2　そしゃく及び言語の機能に著しい障害を残すもの
3　両耳の聴力を全く失ったもの
4　一上肢をひじ関節以上で失ったもの
5　一下肢をひざ関節以上で失ったもの
6　両手の手指の全部の用を廃したもの
7　両足をリスフラン関節以上で失ったもの
第5級
1　一眼が失明し、他眼の視力が0.1以下になったもの
1の2　神経系統の機能又は精神に著しい障害を残し、特に軽易な労務以外の労務に服することができないもの
1の3　胸腹部臓器の機能に著しい障害を残し、特に軽易な労務以外の労務に服することができないもの
2　一上肢を手関節以上で失ったもの
3　一下肢を足関節以上で失ったもの
4　一上肢の用を全廃したもの
5　一下肢の用を全廃したもの
6　両足の足指の全部を失ったもの
第6級
1　両眼の視力が0.1以下になったもの
2　そしゃく又は言語の機能に著しい障害を残すもの
3　両耳の聴力が耳に接しなければ大声を解することができない程度になったもの
3の2　一耳の聴力を全く失い、他耳の聴力が40センチメートル以上の距離では普通の話声を解することができない程度になったもの
4　せき柱に著しい変形又は運動障害を残すもの
5　一上肢の三大関節中の二関節の用を廃したもの
6　一下肢の三大関節中の二関節の用を廃したもの
7　一手の五の手指又は母指を含み四の手指を失ったもの

第7級
1　一眼が失明し、他眼の視力が0.6以下になったもの
2　両耳の聴力が40センチメートル以上の距離では普通の話声を解することができない程度になったもの
2の2　一耳の聴力を全く失い、他耳の聴力が1メートル以上の距離では普通の話声を解することができない程度になったもの
3　神経系統の機能又は精神に障害を残し、軽易な労務以外の労務に服することができないもの
4　削除
5　胸腹部臓器の機能に障害を残し、軽易な労務以外の労務に服することができないもの
6　一手の母指を含み三の手指又は母指以外の四の手指を失ったもの
7　一手の五の手指又は母指を含み四の手指の用を廃したもの
8　一足をリスフラン関節以上で失ったもの
9　一上肢に偽関節を残し、著しい運動障害を残すもの
10　一下肢に偽関節を残し、著しい運動障害を残すもの
11　両足の足指の全部の用を廃したもの
12　外貌に著しい醜状を残すもの
13　両側のこう丸を失ったもの
第8級
1　一眼が失明し、又は一眼の視力が0.02以下になったもの
2　せき柱に運動障害を残すもの
3　一手の母指を含み二の手指又は母指以外の三の手指を失ったもの
4　一手の母指を含み三の手指又は母指以外の四の手指の用を廃したもの
5　一下肢を5センチメートル以上短縮したもの
6　一上肢の三大関節中の一関節の用を廃したもの
7　一下肢の三大関節中の一関節の用を廃したもの
8　一上肢に偽関節を残すもの
9　一下肢に偽関節を残すもの
10　一足の足指の全部を失ったもの
第9級
1　両眼の視力が0.6以下になったもの
2　一眼の視力が0.06以下になったもの
3　両眼に半盲症、視野狭さく又は視野変状を残すもの
4　両眼のまぶたに著しい欠損を残すもの
5　鼻を欠損し、その機能に著しい障害を残すもの
6　そしゃく及び言語の機能に障害を残すもの
6の2　両耳の聴力が1メートル以上の距離では普通の話声を解することができない程度になったもの
6の3　一耳の聴力が耳に接しなければ大声を解することができない程度になり、他耳の聴力が1メートル以上の距離では普通の話声を解することが困難である程度になったもの
7　一耳の聴力を全く失ったもの
7の2　神経系統の機能又は精神に障害を残し、服することができる労務が相当な程度に制限されるもの
7の3　胸腹部臓器の機能に障害を残し、服することができる労務が相当な程度に制限されるもの
8　一手の母指又は母指以外の二の手指を失ったもの
9　一手の母指を含み二の手指又は母指以外の三の手指の用を廃したもの
10　一足の第一の足指を含み二以上の足指を失ったもの
11　一足の足指の全部の用を廃したもの
11の2　外貌に相当程度の醜状を残すもの
12　生殖器に著しい障害を残すもの
第10級
1　一眼の視力が0.1以下になったもの
1の2　正面視で複視を残すもの
2　そしゃく又は言語の機能に障害を残すもの
3　14歯以上に対し歯科補てつを加えたもの
3の2　両耳の聴力が1メートル以上の距離では普通の話声を解することが困難である程度になったもの
4　一耳の聴力が耳に接しなければ大声を解することができない程度になったもの
5　削除
6　一手の母指又は母指以外の二の手指の用を廃したもの
7　一下肢を3センチメートル以上短縮したもの
8　一足の第一の足指又は他の四の足指を失ったもの
9　一上肢の三大関節中の一関節の機能に著しい障害を残すもの
10　一下肢の三大関節中の一関節の機能に著しい障害を残すもの

第11級
1　両眼の眼球に著しい調節機能障害又は運動障害を残すもの
2　両眼のまぶたに著しい運動障害を残すもの
3　一眼のまぶたに著しい欠損を残すもの
3の2　10歯以上に対し歯科補てつを加えたもの
3の3　両耳の聴力が1メートル以上の距離では小声を解することができない程度になったもの
4　一耳の聴力が40センチメートル以上の距離では普通の話声を解することができない程度になったもの
5　せき柱に変形を残すもの
6　一手の示指、中指又は環指を失ったもの
7　削除
8　一足の第一の足指を含み二以上の足指の用を廃したもの
9　胸腹部臓器の機能に障害を残し、労務の遂行に相当な程度の支障があるもの
第12級
1　一眼の眼球に著しい調節機能障害又は運動障害を残すもの
2　一眼のまぶたに著しい運動障害を残すもの
3　7歯以上に対し歯科補てつを加えたもの
4　一耳の耳かくの大部分を欠損したもの
5　鎖骨、胸骨、ろく骨、肩こう骨又は骨盤骨に著しい変形を残すもの
6　一上肢の三大関節中の一関節の機能に障害を残すもの
7　一下肢の三大関節中の一関節の機能に障害を残すもの
8　長管骨に変形を残すもの
8の2　一手の小指を失ったもの
9　一手の示指、中指又は環指の用を廃したもの
10　一足の第二の足指を失ったもの、第二の足指を含み二の足指を失ったもの又は第三の足指以下の三の足指を失ったもの
11　一足の第一の足指又は他の四の足指の用を廃したもの
12　局部にがん固な神経症状を残すもの
13　削除
14　外貌に醜状を残すもの
第13級
1　一眼の視力が0.6以下になったもの
2　一眼に半盲症、視野狭さく又は視野変状を残すもの
2の2　正面視以外で複視を残すもの
3　両眼のまぶたの一部に欠損を残し又はまつげはげを残すもの
3の2　5歯以上に対し歯科補てつを加えたもの
3の3　胸腹部臓器の機能に障害を残すもの
4　一手の小指の用を廃したもの
5　一手の母指の指骨の一部を失ったもの
6　削除
7　削除
8　一下肢を1センチメートル以上短縮したもの
9　一足の第三の足指以下の一又は二の足指を失ったもの
10　一足の第二の足指の用を廃したもの、第二の足指を含み二の足指の用を廃したもの又は第三の足指以下の三の足指の用を廃したもの
第14級
1　一眼のまぶたの一部に欠損を残し、又はまつげはげを残すもの
2　3歯以上に対し歯科補てつを加えたもの
2の2　一耳の聴力が1メートル以上の距離では小声を解することができない程度になったもの
3　上肢の露出面にてのひらの大きさの醜いあとを残すもの
4　下肢の露出面にてのひらの大きさの醜いあとを残すもの
5　削除
6　一手の母指以外の手指の指骨の一部を失ったもの
7　一手の母指以外の手指の遠位指節間関節を屈伸することができなくなったもの
8　一足の第三の足指以下の一又は二の足指の用を廃したもの
9　局部に神経症状を残すもの
10　削除

備　考

1 視力の測定は、万国式視力表による。屈折異常のあるものについてはきょう正視力について測定する。
2 手指を失ったものとは、母指は指節間関節、その他の手指は近位指節間関節以上を失ったものをいう。
3 手指の用を廃したものとは、手指の末節骨の半分以上を失い、又は中手指節関節若しくは近位指節間関節（母指にあっては指節間関節）に著しい運動障害を残すものをいう。
4 足指を失ったものとは、その全部を失ったものをいう。
5 足指の用を廃したものとは、第一の足指は末節骨の半分以上、その他の足指は遠位指節間関節以上を失ったもの又は中足指節関節若しくは近位指節間関節（第一の足指にあっては指節間関節）に著しい運動障害を残すものをいう。

厚生労働省

政府統計

令和６年労働災害動向調査（総合工事業調査）

調 査 票 記 入 要 領

必ずお読み下さい

○この調査は、労働災害（業務上の災害）の発生状況を調べ、労働災害を防止するための資料とすることを目的としています。ご回答いただいた内容は、**統計調査以外の目的に使用することはありませんので、本誌中面の記入要領をご参照のうえ、事実をありのままご回答ください。**

○この調査でいう「労働災害」とは、調査対象工事現場で働く労働者の業務遂行中に、業務に起因して発生した（従事している仕事や付随行為が原因となった）負傷、疾病および死亡をいいます。ただし、業務上の疾病であっても、遅発性のもの（例えばじん肺、鉛中毒症、振動障害など相当期間経過後に発症するもの）、食中毒および**感染症（新型コロナウイルス感染症を含む）**は除きます。また、**通勤途上の負傷、疾病（いわゆる通勤災害）も労働災害から除きます。**

○「総合工事業調査」は、総合工事業の工事現場で発生した労働災害を調査するため、年１回実施しています。
※令和４年調査までは上半期と下半期の年２回、対象を上半期と下半期の労働災害の発生状況に分けて実施していましたが、令和５年調査より１～１２月分の労働災害の発生状況を対象に、年１回実施することといたしました。

○本調査はインターネットからオンライン回答を行うことができます。作業が簡素化されますので是非ご利用ください。
オンライン回答は、「政府統計オンライン調査総合窓口」（https://www.e-survey.go.jp）からご利用いただけます。
右記のQRコードからもアクセスすることができますので、ご利用ください。

調査対象期間・・・ 令和６年１月～１２月

提　出　期　日・・・ 令和７年１月２０日

政府統計オンライン調査総合窓口のQRコードはこちら→

回答を作成する前に

１）今回の調査対象工事現場は、調査票の中央上部に記載の「調査対象工事現場の労働保険番号」を付与された工事現場のみです。

２）労働災害の内容については、労働基準監督署に提出している「療養補償給付請求書」や「労働者死傷病報告」の控えなどでも確認することができます。できるだけこれらの資料をご確認の上でご回答をお願いします。

３）労働災害が発生していない場合もご回答をお願いします。その場合、「４.労働災害の発生状況」は各項目の合計欄に「０」とご記入ください。

オンライン回答について

１）本紙中面の記入要領および同封の「オンライン調査システム利用ガイド」をご参照のうえご回答ください。

２）工事中断等により**実労働日数及び実労働時間数が「０」となる場合はオンライン回答をご利用いただくことができません**ので、同封の調査票（紙）によりご回答ください。

３）オンラインにてご回答いただく場合、同封の調査票（紙）の返送は不要です。

調査票（紙）の記入と郵送について

１）調査票へのご記入は黒のボールペンまたは黒インクをご使用ください（鉛筆、消せるボールペン不可）。

２）記入した数値などを訂正する場合は、黒の二重線で消した上で、その近くに正しい数値などを黒字で記入してください。訂正印は必要ありません。数字は算用数字を使用し、単位や位（くらい）にズレや間違いがないよう記入してください。

３）調査票各欄のご記入後は、記載の誤り及び記入漏れの有無をご確認の上、同封の返信用封筒によりご返送ください。

【お問い合わせ先】 調査票のご記入に当たって不明な点などは、下記にお問い合わせください。
厚生労働省労働災害動向調査事務局　　電話番号：●●●●－●●●－●●●

受付時間：9:00～17:00（土・日・祝日、12/29～1/3を除く、令和7年2月28日まで）

労働災害動向調査
総合工事業調査

こちらに記載された労働保険番号の工事現場が調査対象です

調査対象の工事現場について

※労働保険番号と工事現場は、保険関係成立届等でご確認ください。管轄の労働基準監督署が不明の場合は、調査担当までお問合せください。
※同一事業所に複数枚調査依頼をさせていただくことがございますが、労働保険番号が重複することはございません。
※該当の労働保険番号を取り消し等行っている場合、その旨を調査票の余白に記載し、ご返送ください。

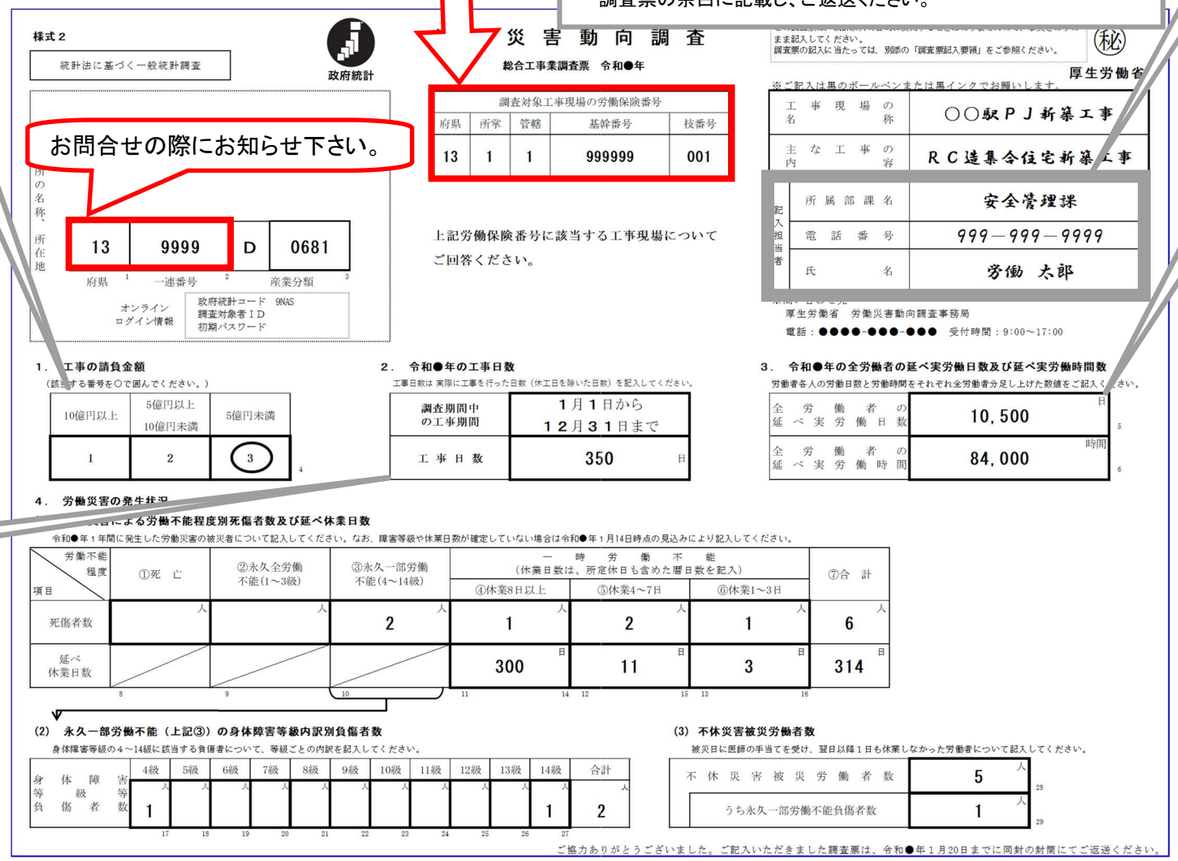
様式２
統計法に基づく一般統計調査
政府統計
災害動向調査
総合工事業調査票　令和●年
秘
厚生労働省
お問合せの際にお知らせ下さい。
調査対象工事現場の労働保険番号
府県 13 / 所掌 1 / 管轄 1 / 基幹番号 999999 / 枝番号 001
上記労働保険番号に該当する工事現場についてご回答ください。
工事現場の名称 ○○駅ＰＪ新築工事
主な工事の内容 ＲＣ造集合住宅新築工事
記入担当者 所属部課名 安全管理課 / 電話番号 999－999－9999 / 氏名 労働 太郎
所在地 府県 13 / 一連番号 9999 / D / 産業分類 0681
オンライン ログイン情報　政府統計コード 9NAS / 調査対象者ＩＤ / 初期パスワード
厚生労働省　労働災害動向調査事務局
電話：●●●●－●●●－●●●　受付時間：9:00～17:00
1．工事の請負金額（該当する番号を○で囲んでください。）
10億円以上 1 / 5億円以上10億円未満 2 / 5億円未満 3
2．令和●年の工事日数
調査期間中の工事期間 1月1日から12月31日まで
工事日数 350 日
3．令和●年の全労働者の延べ実労働日数及び延べ実労働時間数
全労働者の延べ実労働日数 10,500 日
全労働者の延べ実労働時間 84,000 時間
4．労働災害の発生状況
令和●年１年間に発生した労働災害の被災者について記入してください。なお、障害等級や休業日数が確定していない場合は令和●年１月14日時点の見込みにより記入してください。

労働不能程度 / 項目	①死亡	②永久全労働不能(1～3級)	③永久一部労働不能(4～14級)	一時労働不能（休業日数は、所定休日も含めた暦日数を記入） ④休業8日以上	⑤休業4～7日	⑥休業1～3日	⑦合計
死傷者数	人	人	2 人	1 人	2 人	1 人	6 人
延べ休業日数				300 日	11 日	3 日	314 日

(2) 永久一部労働不能（上記③）の身体障害等級内訳別負傷者数
身体障害等級の４～14級に該当する負傷者について、等級ごとの内訳を記入してください。

身体障害等級	4級	5級	6級	7級	8級	9級	10級	11級	12級	13級	14級	合計
負傷者数	1 人	人	人	人	人	人	人	人	人	人	1 人	2 人

(3) 不休災害被災労働者数
被災日に医師の手当てを受け、翌日以降１日も休業しなかった労働者について記入してください。
不休災害被災労働者数 5 人
うち永久一部労働不能負傷者数 1 人
ご協力ありがとうございました。ご記入いただきました調査票は、令和●年１月20日までに同封の封筒にてご返送ください。

忘れずにご記入下さい

【記入担当者】

回答内容につき確認のためご連絡する場合がありますので、実際に調査票に記入された方をご記入ください。

1．工事の請負金額

調査対象工事の請負金額について、1～3のうち該当する区分を○で囲んでください。

請負金額は、労災保険の概算保険料の計算に使用するものとしてください。

2．調査期間中の工事日数

【工事期間】

工事が令和5年12月以前から引き続き行われている場合は「1月1日」から、令和7年1月以降も行われている場合は「12月31日」までと記載してください。

（給与計算等との都合上、調査期間直前の最終給与締切日の翌日から当該調査期間の最終給与締切日までの1年間を調査対象期間としていただいても差し支えありません）

令和5年12月以前に**工事が完了した場合**は、調査票の余白に例にならって工事完了年月を記入ください。オンライン回答の場合は備考欄にご入力ください。（例：令和5年9月　工事完了）

【工事日数】

調査期間中、**実際に工事を行った日数**を記入してください（休日など工事を行わなかった日を除きます）。

※工事中断、準備中等で、工事を行わず、書類作成等の事務処理のみ行った場合は、工事日数に含めないでください。

3．調査期間中の貴工事現場の全労働者の「延べ実労働日数」および「延べ実労働時間数」

【全労働者】

調査対象の工事現場で働く全ての労働者をいい、調査期間中に1日でも働いた方が対象となります（直用、下請、臨時、日雇その他名称の如何を問いません）。

【延べ実労働日数】

調査期間中に工事に従事した**全労働者**の**労働日数の合計**をご記入ください

※出面表の労働者数を足し上げる等により算出されます
※交代制などにより、1人が1日2回出勤した場合は2日とせず、1日としてください。

【延べ実労働時間数】

調査期間中に工事に従事した**全労働者**の**労働時間数の合計**をご記入ください。

※早出、残業等の時間外労働時間や休日労働時間を含みますが、休暇を取得した日や休憩の時間は、実際には労働していないため実労働時間から除きます。ただし、監視または断続的業務に従事する方の手待時間は実労働時間に含めてください。
※全労働者の労働時間を合算して、1時間未満の端数が出た場合は切り捨ててください。
※事情により、正確な労働時間の算出が難しい場合は、概算でご記入をお願いします。

4．労働災害の発生状況

調査期間（令和6年1月～12月）に発生した労働災害による死傷者の人数および延べ休業日数をご記入ください。

※令和5年以前に発生した労働災害が原因で令和6年に継続して労働不能であった方や休業した方は対象外です。

※労働不能程度の区分や休業日数が12月末日までに確定しない場合は、1月14日時点で確定したものをご記入ください。**1月14日時点でも確定していない場合は、医師等の所見を参考として見込みでご記入ください。**

※調査期間中に同一の方が2回被災した場合、死傷者数は1人ではなく、2人と計上してください。

※**労働災害の発生が無い場合も、調査票の記入をお願いします。**その場合、「4.労働災害の発生状況」は、各項目の合計欄に「0」を記入してください。

（1）労働不能程度別数

労働不能程度*1別に、①～③に「死傷者数」、④～⑥に「負傷者数」と「延べ休業日数」、⑦に各行の合計をご記入ください。

＊1　P4の【表1】をご参照ください。

【死傷者数について】

身体障害等級*2に該当する障害を残す災害（②③）は休業しなかった方も含めます。

＊2　P4の【表2】をご参照ください。

④～⑥の一時労働不能については、1日以上休業した方で、①～③に該当しない方をご記入ください。

【延べ休業日数について】

所定休日も含めた暦日数をご記入ください。また、被災当日は含めず、1日未満の休業は切り捨ててください。

（2）身体障害等級別数

「4（1）③永久一部労働不能」について、身体障害等級*2別の負傷者数（内訳）をご記入ください。＊2　P4の【表2】をご参照ください。

「合計」欄の数は、「4(1)③永久一部労働不能」の死傷者数と同数となります。

（3）不休災害被災労働者数

【不休災害被災労働者数】

業務遂行中に業務に起因して受けた負傷または疾病によって、医療機関（事業所内の診療所も含みます）で医師の手当てを受けたもので、**被災日の翌日以降1日も休業しなかった方**（被災日の翌日以降の休業が1日未満のものを含む）の人数をご記入ください。

【うち永久一部労働不能負傷者数】

「4（1）③永久一部労働不能」に記入した負傷者数のうち、不休災害の方の数を記入してください。

記入漏れはございませんか？調査票が複数枚ある場合は、返信用封筒1枚にまとめて封入いただいて結構です。

調査にご協力いただき、ありがとうございました。